

令和元年度 第2回

泉南市都市計画審議会記録

泉南市都市整備部都市政策課

令和元年度第2回泉南市都市計画審議会

1. 日時 令和2年3月31日(火)
午後2時から午後2時55分まで
2. 場所 泉南市役所 2階 大会議室
3. 出席者 川角 典弘、下村 泰彦、中尾 清、馬場 定夫、古谷 美枝子
大森 和夫、竹田 光良、田畑 仁、堀口 和弘、山本 優真
居倉 順子、奥野 正章、角谷 ヒサ子、中尾 精宏、山本 正雄
4. 欠席者 なし
5. 審議会から出席を要請された者
市長 竹中 勇人
6. 事務局職員として出席した者
都市整備部長 奥田 雅則
都市整備部 広域まちづくり課
課長代理 中川 勉
都市整備部 都市政策課
課長 市川 裕康、主任 小西 至一、係員 南 絢子
7. 本審議会に報告された案件
 - ・会長の選出について
 - ・第1号議案南部大阪都市計画地区計画(中小路三丁目地区地区計画)の決定(泉南市決定)について

事務局

ご案内の時刻になりました。

ただ今から、令和元年度第2回泉南市都市計画審議会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は委員改選後初の審議会でございます。したがって、現在、会長職は空席になっております。

会長が選任されるまでの間、事務局が会議を進行させていただきます。

申し遅れましたが、私は、都市政策課長の市川でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、委員の出席状況をご報告させていただきます。

本日は、委員 15 名全員の出席をいただいております。

審議会条例第6条第2項の規定によりまして、当審議会は適法に成立しております。

まず最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました「会長選出の案件」、「第 1 号議案」、また、本日、お手元に会議次第、委員名簿、第 1 号議案資料1、第 1 号議案資料2、及び参考資料を配布させていただきました。

ご確認いただき、不足がございましたら事務局までお申し付け下さい。

よろしいでしょうか。

それでは、各委員のご紹介をさせていただきます。

まず、審議会条例第2条第2項第1号の規定による委員でございますが、

- 大阪観光大学名誉教授の中尾 清(なかお きよし)委員でございます。
- 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授の下村 泰彦(しもむら やすひこ)委員でございます。
- 和歌山大学システム工学部講師の川角 典弘(かわすみ のりひろ)委員でございます。
- 泉南市農業委員会職務代理の馬場 定夫(ばば さだお)委員でございます。
- 泉南市人権擁護委員をされておられます古谷 美枝子(ふるや みえこ)委員でございます。

続きまして、審議会条例第2条第2項第2号の規定による委員で、

- 市議会議員の大森 和夫(おおもり かずお)委員でございます。
- 市議会議員の竹田 光良(たけだ みつよし)委員でございます。
- 市議会議員の田畑 仁(たばた ひとし)委員でございます。
- 市議会議員の堀口 和弘(ほりぐち かずひろ)委員でございます。
- 市議会議員の山本 優真(やまもと ゆうま)委員でございます。

次に、審議会条例第2条第2項第4号の規定による委員で、

- 居倉 順子(いぐら じゅんこ)委員でございます。
- 奥野 正章(おくの まさあき)委員でございます。
- 角谷 ヒサ子(つのや ひさこ)委員でございます。
- 中尾 精宏(なかお もりひろ)委員でございます。
- 山本 正雄(やまもと まさお)委員でございます。

続きまして、本日出席しております市職員を紹介させていただきます。

- 竹中市長でございます。
- 都市整備部長の奥田でございます。
- 広域まちづくり課 課長代理の中川でございます。
- 都市政策課 主任の小西でございます。
- 都市政策課 係員の南でございます。

そして、わたくし都市政策課長の市川でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げます。

市長

市長の竹中でございます。

本日は、令和元年度第2回都市計画審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の就任にあたりまして、快くお引き受けいただき心よりお礼申し上げます。

先ほどの案内にもありましたとおり、委員の改選後初の審議会ということで、会長の選任を行っていただいた後に、議案が1件でございます。

「地区計画の決定」につきましては、泉南市都市計画提案制度に基づき、土地所有者から市街化調整区域での地区計画の提案があったもので、幹線道路沿道という立地特性を活かし、周辺地域の環境に配慮した土地利用を誘導することを目的として、都市計画決定を行うものでございます。

内容の詳細につきましては、後ほど、担当から説明させますので、委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、審議に入らせていただく前に、冒頭に申しましたように、本日は、委員改選後、初めての審議会でございますので、泉南市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者の委員の中から会長を選出する必要があります。

事前に配布しております資料の泉南市都市計画審議会、「会長の選出について」の3ページに委員名簿がございます。

委員名簿の上から5名の方が、学識経験者として就任いただいている委員の皆様でございます。

この方々の中から会長を選出していただきます。

それでは、学識経験者の方々を僭越ではございますが、簡単にご紹介させていただきます。

川角委員は、和歌山大学システム工学部デザイン情報学科の空間デザイン研究室で「空間設計へのデジタル技術利用と情報化デザイン環境の構築」などをテーマに研究に取り組んでおられます。

下村委員は、大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科において、都市景観、緑化計画、ランドスケープ、自然環境などの研究を手掛けられておられます。

中尾清委員は、大阪観光大学の名誉教授で、神戸市役所での行政経験から観光まちづくりなど観光政策がご専門でございます。

馬場委員は、農業委員会の職務代理を務められており、都市計画と農業は、密接に関係してございますので、農業の見地からご意見などを賜りたいと思っております。

古谷委員は、人権擁護委員をされており、人権について様々な場面でご活躍されておられます。

会長の選出につきましては、推薦方式とさせていただきますが、委員の皆様、ご推薦でございますでしょうか。

委員(A)

はい。これまでの審議の継続性もございますので、中尾清(なかお きよし)委員を、引き続き、会長に推薦します。

事務局

ただ今、A委員から、中尾清委員にお願いしてはどうかというご提案がございました。

皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声>

中尾清委員、お引き受けいただけますでしょうか。

<中尾清委員了承>

事務局

中尾清委員の会長就任が決まりました。
席を用意いたしますので、少々お待ちください。

<中尾清会長 会長席へ移動>

事務局

これ以降の議事の進行は、会長にお願いいたします。

会長

審議会条例第5条第3項の規定によりまして、職務代理者を指名したいと思います。
職務代理についても、前回同様、下村委員にお願いしたいのですが、下村委員、いかがでしょうか。

<下村委員了承>

会長

それでは、ただ今から、議事に入ります。
事務局から第1号議案について主旨の説明をお願いします。なお、ご質問、ご意見などは、説明の後でお願いします。

事務局

それでは、第1号議案「南部大阪都市計画地区計画(中小路三丁目地区地区計画)の決定」について、ご説明いたします。

説明内容としましては、大きく4点ございます。

③が本題の内容ではございますが、前段の内容として①、②について説明させていただきます。

また、前回の都市計画審議会において報告案件として同内容の説明をさせていただきましたが、委員の皆様も変更となっておりますので、内容が重複いたしますが、ご了承ください。

①としまして今回、都市計画提案制度に基づき、事業者より都市計画提案書が提出されておりますので、簡単ではございますが、都市計画提案制度の内容をご説明いたします。

②としまして、市街化調整区域における地区計画となりますので、内容のご説明をいたします。

③としまして、今回、提案内容である地区計画の内容についてご説明をいたします。

④は前回の報告以降の経過と今後についてとなっております。

まず始めに配布しております資料1の泉南市都市計画提案制度の手続きの内容からご説明いたします。
表紙裏面のページをご覧ください。

都市計画提案制度は、地域住民等の都市計画に対する能動的な参加を促進するために、土地所有者やまちづくり関係の NPO 法人等が一定の条件を満たした上で、必要とする都市計画の決定や変更について、大阪府や市町村に提案できる制度です。都市計画法第 21 条の 2 に基づいた内容となります。

提案できる方は提案区域内の土地所有者や借地権者、まちづくり活動を目的とする NPO 法人等、まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとなっております。

なお、今回の提案については、提案区域内に土地を所有する土地所有者からの提案となります。

提案に必要な要件としては提案する区域が 5,000 m²以上であること、都市計画に関する法令上の基準に適合すること、提案する区域内の土地所有者等の 3 分の 2 以上の同意が必要となります。

ただし、市街化調整区域の地区計画の提案については、当該区域内の権利関係者全員の合意を原則としており、今回の提案区域については提案者以外に3人の権利者がおりましたが、全員から同意が得られております。

次に目次ページ裏面の1ページにあります都市計画提案制度に関する手続きの流れをご覧ください。

任意にはなりますが、事前相談を行った後、都市計画の提案を行っていただき、市で提案要件の確認をいたします。

要件が充足していれば、提案として受理し、要件が不足している場合は補正し、再度提案書を提出していただきます。

ここで内容の精度を高めるため、実際には何度かのやり取りが発生しております。

その後、要件が充足し、令和元年9月17日に提案書が提出され受理しております。

次に目次ページ裏面の1ページにあります都市計画提案制度に関する手続きの流れをご覧ください。

任意にはなりますが、事前相談を行った後、都市計画の提案を行っていただき、市で提案要件の確認をいたします。

要件が充足していれば、提案として受理し、要件が不足している場合は補正し、再度提案書を提出していただきます。

ここで内容の精度を高めるため、実際には何度かのやり取りが発生しております。

その後、要件が充足し、令和元年9月17日に提案書が提出され受理しております。

提案として受理したため、令和元年10月8日に都市計画提案調整会議を開催し、採決の結果、市として本提案についての都市計画決定の手続きを進めていくものとして決定いたしました。

現在は都市計画の決定手続きにおいて協議、縦覧等が完了し、本日の都市計画審議会における付議案件と

なります。

次に資料2の市街化調整区域における地区計画に関する運用基準についてご説明いたします。

市街化調整区域における地区計画は、市街化を抑制すべきである市街化調整区域における良好な環境の維持及び形成に寄与するとともに、地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図ることを目的としております。

市街化調整区域における地区計画に関する運用基準については、市街化調整区域における地区計画の基本的な考え方を示したものであり、類型などをとりまとめたものとなっております。

運用基準における類型は5つの類型となっております。

4ページの類型1については、既成住宅開発地域で既存の道路有効幅員が 6.5m 以上、既成の大規模住宅開発地等で住宅系用途を基本としております。

5ページの類型2については、幹線道路沿道地域で幅員 12m 以上の道路に面した地区で非住宅系用途に限定しております。

今回の地区計画はこの類型2幹線道路沿道地域に該当しております。

6ページの類型3については、鉄道駅周辺地域で既存の道路有効幅員が 6.5m 以上、鉄道駅の徒歩圏(概ね 500m 以内)で住宅系用途を基本としております。

7ページの類型4については、新家駅海側地域で原則として既存の道路幅員 9m 以上、都市計画マスタープランの集約型居住検討地域内で住宅系用途を基本とし、都市計画道路砂川樫井線等、幅員 12m 以上の道路に面した地区はこの限りではありません。

8ページの類型5については、泉南インターチェンジ周辺地域とし、既存の道路幅員 12m 以上、都市計画マスタープランの郊外型産業検討地域内で地域固有の立地条件が必須、もしくは地域振興に寄与する非住宅系用途に限定しております。

これら5つの類型の他に都市計画マスタープランに基づき策定された計画等に位置づけられているものについては、対象区域とすることができます。

続きまして、第1号議案資料の地区計画の内容についてご説明いたします。

本提案は令和元年 9 月 17 日に提出され、受理しております。場所は中小路三丁目に位置し、区域面積は約 0.9ha となります。

今回予定している建物用途については、鉄骨構造躯体パネル、スチールハウスや鋼製屋内(屋外)階段、コンテナ部材や本体の組立や加工、特装自動車架装組立などを事業として行う工場とその事務所となります。建物の高さや面積等については、予定ですので最終的には変更となる可能性があります。

順番が前後しますが、議案書の4ページをご覧ください。

中央付近の赤色部分が地区計画の場所となり、府道泉佐野岩出線(旧国道 26 号線)に面した場所となります。

5ページをご覧ください。

計画区域内の右側が工場、左側が事務所となります。

次に1ページに戻りまして、計画書となります。

ここでは地区計画の方針を記載しており、地区計画の目標は幹線道路沿道という立地特性を活かした沿道関連施設の形成を誘導するとともに、周辺地域の環境に配慮した良好な都市環境の形成を図ることとしております。

2ページは地区整備計画となります。

ここでは、具体的な制限等を記載しており、建築物等の用途の制限としては、工場、倉庫業を営まない倉庫、前各号の建築物に附属する事務所、自動車車庫、自転車駐輪場としております。工場については、準工業地域で建築できない工場は除いております。

その他に建築物の敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度などを定めております。

3ページは都市計画決定の理由となります。

当地区は、泉南市都市計画マスタープランにおける沿道利用系ゾーンであり、幹線道路沿道に位置し、利便性の高い地区として、計画的な土地利用を促進する地区である。

当地区計画を策定することにより、幹線道路沿道という立地特性を活かした事業所、工場の形成を誘導するとともに、周辺地域に配慮した良好な都市環境の形成を図るため、地区計画を決定するものとしております。

前回の都市計画審議会での報告以降の経過と今後については、原案の作成後、大阪府へ意見照会を行い、意見なしの回答を得ています。

意見照会後は都市計画法第16条に基づく原案の公告・縦覧を行い、利害関係者からの意見書の提出はありませんでした。

案の作成後は大阪府知事協議を行い、意見なしの回答を得ております。

都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧を令和2年2月25日～3月10日を実施し、意見書の提出はありませんでした。

本審議会に議案として付議させていただいているのが、本日となります。

ここからは今後ということで予定となりますが、承認が得られれば、都市計画決定をし、都市計画決定後は建築条例については、市で現在進めており、市議会に上程する予定でございます。

開発許可等の手続きに関しては、事業者側にて今後進めていくこととなります。

以上で南部大阪都市計画地区計画の決定についての説明を終了いたします。

会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員(B)

工場の具体的な業種はどのようなものか。前回の審議会では委員でなかったため前回説明があったかもしれないが、良好な環境というのは、具体的にはどのようなものを目指しておられるのか。先々の話にはなりますが、雇用関係について、泉南市の雇用が増える可能性について、分かる範囲で具体的に教えていただきたい。

会長

ありがとうございました。事務局よろしく申し上げます。

事務局

工場の内容ですが、簡単に言いますと鉄工所といわれる分類になります。鉄骨構造の躯体パネル、スチールハウスや、コンテナの部材を加工したり、組み立てたりしている工場でございます。現在は、樫井川を渡りました泉南市域に工場がございまして、そちらを発展的に移転したいという形でご提案されています。

ということですので、従業員の方が変わる、変わらないというのは分からないのですが、基本的には市内での工場の移転という形になっております。

良好な環境につきまして、市街化調整区域の地区計画において、どうやって担保していくかということですが、道路境界ぎりぎりまで建物や塀を建てたりすることのないように、議案書の 2 ページにもございますが、2m の壁面後退及び 10m の高さ制限と、敷地全体の 20%を緑化するという、都市緑地法に基づく緑化率の最低限度を都市計画で決定する形となっております。建物の形態、意匠についても、都市景観上、周辺環境に調和しないものとならないように、建物の形態または意匠の制限を行っているところでございます。以上でございます。

会長

移転するだけで、雇用が増える可能性はあるのですか。

事務局

工場の規模は多少大きくなると聞いておりますが、事業の概要を聞き取るまでは至っておりません。おそらく、継続して雇用をされるという形だと思います。泉南市外から来ていただける場合は、泉南市内の雇用が生まれると考えられますが、今回は泉南市内での移転ですので、雇用の増加ということは聞いておりません。

委員(B)

旧工場は継続して経営されるのですか。もし閉鎖されるならば、その跡地利用について考えられているか教えてください。

事務局

今の工場が手狭になったということで移転されます。現在の工場は借地に建てられております。提案の時点では、地区計画区域の一部の土地のみを持っておられたのですが、その後土地の買い足しをされ、現在は地区計画区域の土地を全て所有し、その結果、自社の土地に自社の工場を建てるということです。

今の借地の工場については、事業を継続するかもしれないという状態だそうです。

以上でございます。

会長

他にいかがでしょうか。

委員(C)

何点が質問させてください。

第1号議案資料の2ページ、地区計画、地区整備計画について、先ほど話がありましたが、建築物の形態または意匠の制限というところで、周辺環境に調和するものとするものと記載されていますが、調和しないものとはどういうものなのか具体的に教えてください。

また、参考資料の2ページ、都市計画提案制度の事前相談について、手続き要綱第2条で、土地所有者等の権利者及び周辺住民等への十分な説明を行うとありますが、今回、どのような形で説明をされたのか教えてください。

会長

事務局、お願いします。

事務局

建築物の形態または意匠について、調和しないものがどんなものかといいますと、今回の地区計画では厳しく書いていませんが、例えば、色合いを示すマンセル値という色彩基準で制限する場合があります。今回の地区計画では、色が甚だしく奇抜でない限りは問題ないと考えており、そのような形で審査をさせていただいております。意匠につきましても、ご提案いただいている建物が四角い工場となっており、特段問題はないと考えております。そこで、形が甚だしく変わっているからと言って、必ずしも形態及び意匠の制限にかかるとい

う訳でもなく、周りの状況と著しく調和がとれない場合に、指導を行っております。基本的には、建築物の形態または意匠の制限については、今回のような表現に留めるか、景観に配慮しなければならない場合は、色の制限等、事細かく規制している場合もあります。

地元への説明については、提案前に地元区長に相談、説明をし、また、工場ということで、周辺の水利権の関係もありますので水利組合の方とも相談するように事業者をお願いしております。

その後、提案書の提出時に、各方面へこのような説明をしたという書類を添付していただいております。提案を受け付けて、そのまま都市計画決定を進めるとなった以降は、市の都市計画案件になりますので、その後は市から地元区長へ、今回の都市計画決定をするにあたっての周知方法について相談をさせていただきました。その時の区長のご判断で、地元の掲示板へ、計画についての意見募集案内を掲示し、そのような形で地元への説明とさせていただきました。

相談させていただいた時に、説明会の開催の要否についても相談させていただきましたが、不要とのことでしたので、都市計画法第16条の説明会は、今回は実施しませんでした。

以上でございます。

委員(C)

最後にもう1点、この工場はコンテナ部材の加工も行うということで、荷物の搬出入に用いられるトラックの大きさも一定大きいものになると思いますが、交通量が多い前面道路から出入りするにあたって、どのように整備されるのか教えてください。例えば、大阪方面に向かって入る場合は問題ないと思いますが、和歌山方面に向かって右折して入る場合は回転半径が大きくなりますが、その辺の話は都市計画を進める中で話をされているのか教えてください。

事務局

都市計画の段階では、そこまで細かい話はしておりません。今後、開発許可の段階で、交通管理者、道路管理者との協議を行います。以上でございます。

委員(D)

大きな車が入り出すことに関連して、以前、工場を出入りするトラックが高速道路に入らず、一般道を通ったために大きな事故が起こったという報道を耳にしましたので、工場への大型車の出入りについては、今現在一般車両が使っている道路を使用すると、不安なところがあるのではないかと考えています。

事務局

都市計画の段階では大型車の出入りによる影響等、そこまで細かい話はいたしません。開発許可の段階で、

今回の場合は前面道路が府道ですので、大阪府より、進入するときの入り口のつけ方等の指導が入ります。また、交通管理者である警察からも、その入り方について指導が入ります。開発許可の前に、様々な条件が付きまして、一日当たりどんな大きさのトラックが何台入るかや、トラックが敷地に進入するときのタイヤの軌跡と、タイヤからはみ出ている車両の幅の軌跡についても調査を求められ、その結果に基づき府道を工事する許可が出ます。そのような指導内容を反映した結果、工場への出入り時の安全は一般的に担保されると考えております。

会長

他によろしいでしょうか。どうぞ。

委員(E)

今回の工場の周辺に下水道は完備されているのですか。もし下水道がない場合、工場排水が工場から泉南イオンまでの間に広がる農地の農業用水路に排水されると思いますが、岡田地区や中小路地区の了解がとれているのか教えてください。

事務局

府道には公共下水道が整備されていますが、当該地区が市街化調整区域のため、すぐに下水道管を繋ぐことができず、区域外の流入許可が必要となります。なお、今回は鉄を扱う工場ですので、実際に水を使うのは、お手洗いや休憩時のみで、今回は浄化槽を設置すると聞いております。先ほども申し上げましたとおり、中小路区と中小路の水利組合に対しては、計画の内容について事業者から説明をさせていただいております。

委員(F)

人口減少が進み、かつ財政難である泉南市において、企業誘致を促進することは喫緊の課題であり、工場の移転や移住も含めて急いで行っていただきたいと思っています。売買契約等がスムーズに進んでいるか等は存じ上げないが、今回の工場の移転は以前から話を聞いており、話が出てから実際にここまで進むのに、これだけの時間がかかるものなのか教えてください。

事務局

今回の案件について、最初にご相談に来られたのが一昨年12月で、そこから様々な協議をさせていただいて、去年9月に案がまとまりました。案がまとまってから、本日の審議会までの間に大阪府等の関係各所と協議を進めてまいりました。一昨年12月から昨年9月までの間に、市内部での調整もありましたが、土地のやりとりも進めていっしょいしましたので、本日までで約1年半かかっており、これくらいの期間がかかることが通

常であると考えます。

委員(F)

今後、泉南市内で同様の企業移転や誘致の案件があった場合、売買契約等すべてがスムーズにいったとしても、都市計画審議会で審議するまでには、約2年ほどかかると考えてよろしいでしょうか。

事務局

今回の場合は、面積が比較的小さいので、早い方でございます。また、今回は雑種地から工場の用地(宅地)に変えましたので、その部分でもハードルが低く、もし農地から宅地に変えるとなる場合は、さらにハードルが高くなります。我々の事務処理も速やかに行うよう努力はさせていただきますが、提案される側の準備がどれだけできているかということも関係します。

会長

他にございませんか。

委員(G)

市街化調整区域であるということで、本来であれば建物は建てられない地域ではありますが、今回のように地区計画を策定することで建物が建てられるようになるというのは、説明いただいたとおりだと思います。今回の地区計画区域の道向かい南側、薄紫色の準工業地域の前進だと考えれば、地区計画区域におきましては、準工に近い、もしくは黄色の居住系に近い、どちらかという準工に近い用途になるのかなと思います。本来、調整区域でありますので、良好かどうかは別にして、周辺の田園地域も配慮しつつ、地区計画の内容を進められるのがいいと思います。準工が増えていくのではなく、調整区域の中で色が変わっていくという発想で、地区計画の中身を決められていくのが良いと思います。今回の地区計画では規制等についてあまり詳しく書いていませんので、可能であれば指導の中で、あまりに派手な色彩の建物はやめていただく等指導していただけたらと思います。都計審で話す内容ではないかもしれませんが、先ほどの緑化率 20%の確保ができると、ある一定の周辺環境との調和は取れると考えます。今後、景観行政団体に移行するにあたって、マンセル値での制限までしなくとも、そういった取組を先進的に指導いただき、調整区域において行うことを配慮していただけたらと思います。

企業誘致については個人的に大賛成ですが、市街化区域ではなく市街化調整区域であるということが悩ましいと思っていますので、その辺も併せて考慮いただけたらと思います。

会長

ありがとうございます。

20%の緑化率の話もありましたが、計画の中で、それも含めて相談や指導ができるのか教えてください。

例えば、図面を見ると、飛び出ているところがあり、その辺りが周辺の農地と上手く調和するようになるのか教えていただきたいです。

事務局

敷地の20%の緑化については、次回の議会で条例化していただきたいと思いますので、開発や建築をする際の必要条件となるため、必ず確保されます。緑化する場所については、できるだけ敷地の周囲となることが望ましいので、そのような指導はさせていただく予定です。先ほど話がありましたようにトラックの出入りもあり、また、トラックの駐車スペースや資材置き場の確保等の関係もございますので、事業者が考えられた案を市でチェックするという形になります。緑化率20%については、条例が議会で議決されると、建築確認の際にも審査する形になります。

会長

ありがとうございます。他に質問やご意見ございませんか。

ご意見もなさそうでございますので、採決をとらせていただきたいと思います。

本審議会として原案を承認することとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手願います。

<委員挙手>

会長

全員が賛成ですので、原案通り承認することといたします。

なお、本日の案件に対する答申の形式につきましては、会長である私に一任していただいてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

会長

ありがとうございます。

本日予定しておりました、議事につきましてはこれで終了いたしました。

事務局、何かございますか。

事務局

特にございません。

会長

それでは、令和元年度第2回泉南市都市計画審議会を終了させていただきます。
本日はありがとうございました。

午後2時55分終了。